

平成 27 年第 10 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 27 年 12 月 16 日 (水曜日) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 農事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君	農業委員会 会長	高橋正尚君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂碁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は6名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

六郷地区の商業中心部である米町から上罫田を通る町道中央通り線及び上町から大町にかけての町道坪立線は地域の物流、通勤・通学を支える生活道路であり、いろいろな役割を担う幹線道路でもあります。

質問の1つ目です。グリーンベルトの設置について、朝夕の交通量の多い中、道の端を歩く学童・高齢者・障害者は安心安全の確保にグリーンベルトの設置拡大を期待しております。今後の設置の考え及び予定があるならば時期などについて伺います。

全国各地で見られるグリーンベルトは画一的なものであり、機会を捉えて町と協定をしている大学や企業または県の産業技術センターなどと連携を図り、グリーンベルト設置地帯を走行する車両のドライバーが、より一層注意と減速を意識するような心理的なものが働く新たなグリーン

ベルトの開発への取り組みを期待するもので、町の考えを伺います。

2つ目に入ります。資料の道路地図を参考にしてください。

質問の2つ目は安全な通学路の確保についてです。町道中央通り線はかつて死亡事故も発生しました。速度を出して走行する車両が多く、大変危険な状態であり、特に冬期間は道端に家々の入り口を確保した雪が積まれ、学童は車道を歩かざるを得ない状態であり、通学路の安全安心を図るため交通量の少ない裏通りにあたります東高方町通りや中鎌田から古町に抜ける通りに変更はできないものか。これは千畑小学校では松杉並木通りが雪や枝折れの落下による危険回避のため通学が禁止されている例に基づくものでありまして、町の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

初めに、町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのグリーンベルトの設置についてお答えいたします。

グリーンベルトはドライバーに車道と路側帯を、より明瞭に視認させるために設置するもので、交通事故を防止する効果を有するとして全国的に広く設置されてきております。議員もご承知のとおり、町内においても平成25年度から各小学校通学路を中心に計画的に整備してるところです。

さて、議員ご質問の路線についてですが、縁石を設置しての歩道整備が困難な路線です。そのためグリーンベルトを設置する路線として位置づけ、計画的にその設置を推進していくこととしており、今年度は町道中央通り線の200メートルについて社会資本整備総合交付金を活用して整備したところです。今後の予定についてですが、町道中央通り線の残り1,560メートルについては、平成29年度までに完了する計画としているほか、町道坪立線の1,360メートルについては、平成30年度までに完了する計画としております。

次に、新たなグリーンベルト開発についてのご質問ですが、グリーンベルトの設置は先ほど申しましたとおり全国的に広く導入されてきております。その規格等については、法令の規制は受けたものではございませんが、設置に当たっては所轄警察署からご指導いただきながら実施しているところであり、そのため色合い等については自動車走行ができる路側帯をイメージした緑色系となっております。ただ、道路状況によりましてライン幅の違いはございます。こうした事情を踏まえすと美郷町のみが他自治体と異なる形状や色合いを設置することについては、通行するドライバーや歩行者にその意味合いなどについて混乱等を与えてしまう懸念もありますことか

ら、当面は現状の形態で設置してまいりたいと存じます。ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、教育長の答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） おはようございます。

2点目のご質問の六郷小学校の通学路を町道中央通り線からほかの路線に変更することについてお答えいたします。

現在、六郷小学校では登校班による集団登校を実施しており、当該路線は六郷小学校区でも主要な通学路として多くの児童が利用している状況にあります。冬期間についてではありますが、議員のご指摘のとおり住宅の間口を除雪した雪により歩行に支障を来す区間が一部発生する場合がありますが、中央通り線は消雪パイプが整備されており、基本的には除雪車で除雪してる路線と同等の道幅が確保できております。また、町村合併以前から主要な通学路である中央通り線は商店街であることから多くの住民が子どもたちの登下校を見守ることができており、防犯効果も期待できる通学路であります。

議員ご提案の寺町通り線、中野寺田白山線については冬期間の車両通行量は少ないものの中央通り線に比較して住民の目が行き届きにくい箇所や西風による吹雪で見通しがきかなくなる箇所があります。また、信号機がついていない交通量の多い交差点を横断する必要も出てまいります。

六郷小学校では、以上のようなことを総合的に検討しまして交通安全・防犯両面から見てより安全であるとの判断から、年間を通して中央通り線を通学路として位置づけており、教育委員会といたしましても、その方針を尊重してまいりたいと考えております。

なお、六郷小学校における登下校の安全対策についてですが、26の町内こども会に52班の登校班があり、担当教諭による安全指導などを徹底して行っております。今後とも児童生徒の安全対策につきましては、関係機関との連携を強化するなど重視して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇ 深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇

願います。

(7番 深澤 均君 登壇)

○7番(深澤 均君) それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、初めに生薬の里美郷について質問をいたします。

美郷町では平成25年より生薬の里美郷構想を立ち上げ、生薬の栽培出荷に向けて取り組んできたところでもあります。生薬の原料となる薬草栽培は一般的には余り知られておらず、それぞれの土地の土壌や気候に適した栽培方法を確立する必要があります。そのことから町では東京生薬協会と連携協定を、株式会社龍角散と地域活性化包括連携協定を、平成26年には株式会社山崎帝國堂と連携協定を結び、そのご指導・ご協力のもと甘草を初め数種類の薬草の試験栽培を行ってきたところでもあります。この薬草栽培については、時々町民の話題にもなり、その内容について聞かれることがありましたが、試験栽培中としか伝えることができない状況でありました。しかし、今定例会で2カ所の試験区から薬草を収穫したこと、これまでの試験栽培の結果を踏まえた栽培暦や経営指標の作成を行うこと、次年度からの出荷に向けて関係機関との協議を行っていくことなどの行政報告があり、構想実現に向けた今後の取り組みに大変期待を寄せているところがあります。

そこで、次の点について、より具体的に内容を伺いたいと思います。

1として、試験栽培の結果はどうであったのか、経営指標、そして今後の課題についてあればお伺いしたいと思います。

2として、生薬栽培と出荷のほか町の活性化に向けてどのような展開をお考えか伺いたいと思います。

○議長(高橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまの生薬の里美郷についてお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、平成25年2月に生薬の里美郷構想実現のために株式会社龍角散及び東京生薬協会と連携協定を締結し、平成25年度から大台野の町有地等で甘草の試験栽培に取り組んでまいりました。平成25年に定植した甘草はことしで3年目を迎え、11月2日から6日にかけて収穫作業を行い、生薬原料となる主根部約6キログラムを収穫しております。そのうち約1キログラムについては薬効成分の分析及び優良系統の選抜のため今年度から甘草栽培の指導をいただいております大阪薬科大学に分析を依頼してるところです。

なお、残りについては町内において乾燥作業を行っておりますが、これまでの生育途中の調査

による抜き取り等によって、結果的に収穫本数が少なくなり、初年度栽培の甘草については、関係機関・企業へのサンプル提供にとどまるものと思います。

また、キキョウにつきましては、平成26年から小荒川の民有地で試験栽培に取り組んでおります。今年度収穫したキキョウについては、成分分析をしていただいた結果、薬効成分は基準をクリアしておりました。一方、収穫物の取り扱いについては、生育途中の調査による抜き取り、次年度種子確保用の株保存のため収穫量が全体として少なかった上に収穫物の一部を皮むき用機械テストに提供したため甘草同様初年度栽培のキキョウは関係機関・企業へのサンプル提供にとどまるものと思います。

ノイバラにつきましては、今年度から大台野の町有地で試験栽培を初めております。町内に自生し、非公式ですが、種の同定が済んでいるノイバラを挿し木により増殖させ、7月に定植を行っております。現在実の成分分析を東京生薬協会を通じて依頼してるところです。また、ホオノキにつきましては昨年度から花岡の町有地に植樹事業を通じて植林を行っておりますが、昨年度植林したホオノキは現在のところ全て枯れずに順調に生育しております。栽培暦や経営指標につきましては、甘草及びキキョウについて、これまでの各種データをもとに県とともに今年度中に作成する予定で、今後の薬用植物栽培勉強会等において希望する農家に対して参考資料として提供したいと考えております。また、キキョウ等については当町と同じく東京生薬協会と連携協定を結んでいる八峰町とも連携し、栽培技術や加工・流通体制について情報交換を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

今後の課題ですが、甘草については医薬品として使用できるグリチルリチン酸2.5%以上の種苗の確保、栽培に適した圃場条件、収穫機械の検討などが挙げられます。キキョウについては面積拡大に向けた種子確保と乾燥調整にかかわる皮むきの機械化が課題となっております。ノイバラについては当面は成分分析の結果をまって今後の展開を詰めていくことが課題です。また、ホオノキは群落としての順調な生育経過を確認した上で長期の計画性を詰めていくことが課題であると認識しております。

最後に町の活性化に向けての展開ですが、現在薬用植物勉強会に参加している農家を中心に来年度以降の本格栽培に向けた組織、具体的には生薬の生産加工流通体制を整備するための薬用植物栽培研究会の設立を推進したい考えで、美郷町における米以外の一作物として定着させていきたいと考えているところです。

その結果、生薬の里としての認識が広く確立し、米を含む美郷町の農産物全体にも生薬のもつ好印象がフィードバックされることを期待したいと考えております。今後、こうした展開が現実

のものとなりますよう、引き続き関係機関及び意欲のある農業者と連携を図ってまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） ただいま町長からいろいろとご説明ありましたが、町でも既にご存じかもしれませんが、ネットで全国で生薬栽培を行っている事例があるのかというような形でちょっと調べてみましたが、高知県の越知町というところのある団体ではやっぱり生薬会社のツムラさんと連携して300戸の農家が約70ヘクタールで栽培を行ってまして、販売額2億円というような、2009年度のアップのあれでしたけども、今もどんどん拡大してるというようなあれでありました。美郷町もこの場所は最初にツムラさんから声をかけられたのが20数年前ということで、それからずっと少しずつ取り組んできたようでございますけども、美郷町も今後10年後、20年後そういうふうな形になってくれればというふうに願ってございます。

当初町では農業の高齢化あるいは担い手不足というような形で遊休農地の拡大が懸念されるというような中で、その解消の対策の一つになればというような思いがあったかと思っておりますけども、3年間試験栽培を行ってきて、その点は今どういうふうなお感じを持っておられるのか。いろいろな支援対策で重機等掘り起こす重労働な部分もありますし、そこら辺もなかなか高齢者といった立場ではどうなのかなというふうな懸念もされてございます。先ほど申し上げた高知県も非常に山合いな急峻な土地、段々畑みたいのところを利用して栽培しているようでございますので、同じような、まあ暖かい寒いは違いはありますが、同じような地域でそれぞれの土地に合った薬草を見つけて栽培しているということでありましたので、そこら辺の今後の農地の遊休農地の解消に向けた対策としての部分はどうお感じになってるのか、ひとつお答えをいただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

これまで3年間の試験栽培をした甘草については、一定の手間がかかるということが、それこそ実証されておりますので、遊休農地に余力をかけずにという作物ではないというふうに認識しております。したがって、遊休農地をどういう形で労働投下できるかの環境にもよりますが、余力をかけないでという観点では甘草は向かないかもしれないと思っております。

一方、エイジツ、ことしから増殖にかかっていますが、これは栽培の後定植した後は余力がかからず収穫、実の収穫のみという形であろうと思っておりますので、エイジツのほうが遊休農地対策としては向くかもしれないと考えてます。ただし、土壌条件あるいは排水条件含めて適か不適かと

いうのは今後の検討が必要ですので、遊休農地の解消に向けた生薬栽培としては、この3年間の状況は今申し上げたとおりであります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次に入っていただきます。

○7番（深澤 均君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。町民サービスの向上についてであります。

町民サービスの向上の1点目は案内窓口についてであります。

先月の出来事でありましたが、役場庁舎内ホールの案内板を見上げ、しばらく立ちすくんでいる町民を見かけました。カウンターと案内板を交互に見つめ、どこに行ったらいいのか迷っている様子に案内窓口へと思ってみましたら、いつのまにか役場庁舎の案内がなくなっていました。複雑かつ多岐にわたる行政の現状に加えて高齢者だけの世帯や行政にふなれな若い世代などといった町民の立場からすると案内窓口は必要と考えます。実際現在も職員に尋ねたり職員が指さして案内している姿を目にしていますが、案内窓口が廃止になった経緯について伺いたいと思います。

2点目は、町民スペースについてであります。

庁舎玄関先あるいは駐車場などで町民同士立ち話をしている光景をよく目にします。これは役場機能の集約においてそれまであった町民ホールがやむなく農業委員会になり、そのスペースがなくなったことにも一因があると思います。町民が交流するスペース、町民が腰をおろしてほっと憩う場所を提供する考えはないか伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの町民サービスの向上についてですが、案内窓口につきましては、庁舎統合に伴う庁舎内の課配置などに来庁者がなれるまでの当面の間の認識のもと、職員を配置して案内等を行ってきましたが、庁舎統合から年数を重ね、来庁者が一定程度なれてきたこと、また庁舎内の誘導サインを一新し、以前よりも目的とする課に移動しやすいようにしたこと、またどの課に行けばいいのかわからない来庁者には玄関正面の住民生活課戸籍年金班の机配置を従前と同様とし、来庁者が声をかけやすいようにすること、電話の取り次ぎは総務課職員が対応できることなどの理由から今年3月で案内窓口を廃止したところです。

なお、本町を除く県内町村で独立した案内窓口を設置している町村は1村で、それ以外の

町村では最寄りの職員等が対応しているとのことでした。

こうした理由で廃止したことにご理解をいただきますようお願い申し上げますとともに、今後とも先ほど議員がおっしゃいましたが、町民からの問い合わせに的確に対応するなど来庁者の気持ちに立った対応に職員が心がけてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町民ホールスペースの確保についてですが、庁舎統合により執務スペースを拡充する必要が生じ、できる限り町民の利便性を優先することとした結果、かつての町民ホールスペースを事務スペースに転用し、現在に至っております。

来庁目的を達するための待合スペースとしての町民ホールについては、私もできれば確保したいと思いますが、その確保には現在の事務スペースの縮小、つまりは各課の窓口カウンターや書類キャビネットの縮小、あるいは現在課のほかへの再配置、あるいは喫煙室のあり方などについて議論することが必要となります。今後、第3次定員適正化計画を策定する必要がありますが、その検討の際に将来の職員数を見通しながら待合スペースや喫煙スペースのあり方も含めた町民の利便性向上に資する庁舎スペースの使い方について、かかる課題とともに十分に検討してまいりたいと存じます。以上です。（「はい、再質問」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 案内窓口について3月から廃止になっていたというのは、私知りませんでしたけども、先ほど町長も認識してましたように従前どおり職員に尋ねたりなんだりとする行為は以前としてあります。それで、現状を見てみますと、やはり町民の立場としては、この職員には尋ねてもいいんだという、何かやっぱり目印みたいなものがあつたほうが町民からすれば非常に尋ねやすい。なかには案内という、窓口という、そういう案内がないがゆえにうろうろして、この職員に声をかけたらまずいのかなとか、何かそういうふうな雰囲気を持っている方もいらっしゃるのも事実です。ですから、前までは総務課で担当して総務課が遠いわけですから総務課から職員が来て張りついていたわけですけども、現状を考えるに、やっぱり住民課の職員が案内窓口、案内とかいう看板をそこに置いて、ここへ来て尋ねてくれればお答えしますよというような、そういう町の思いやりはあってもいいかと思っておりますけども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

町として思いやりをもって先ほど述べた対応をしてるところであります。さらに職員どなたでも不明な点はお聞きくださいというふうなことを庁舎内の見やすいところに掲示する

ようにいたしますので、そうしたことで町民が役場職員に対して心理的な聞きづらさが発生しないように心がけてまいりたいと思います。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇藤原政春君

○議長（高橋 猛君） 次に、12番、藤原政春君の一般質問を許可いたします。藤原政春君、登壇願います。

（12番 藤原政春君 登壇）

○12番（藤原政春君） おはようございます。

それでは、通告に従い質問いたします。

商店街、町並み保全について。

今議会で商工関連の美郷町中小企業振興条例制定案がありますが、町では美郷版総合戦略で基本目標1では「安定した雇用を創出する」となっている。また、商工業においては先行型が3件、新規2件、その中で基本目標2で「美郷へ新しい人の流れをつくる」となっているが、町の人口ビジョンでの人口減の推移を見ると15年当初は2万802人で、10年後には1万8,341人を目標としているが、商工業者としても人口減は地域経済の根幹を揺るがすことで、購買意欲の減少、また所得層の変化に伴い売り上げの減少となります。

このような中で商工会では組織力の強化、持続的に発展する事業者の育成、強みを生かした地域経済の活性化の重点事業を展開いたしております。今町内の商工業者はおおよそ800件ほどあるが、その中の510件を私が調査した結果、建設系を営んでいる経営者は200件余り、製造業系は38件、生活関連・車関係・その他110件、食品・雑貨関係は162件であります。

建設系の経営者年代60歳台以上が112件、次に50歳台が56件、40歳台以下が33件となっており、200件のうち継承者のいるのは246件、割合は55%になっております。また、製造業系の継承者は71%、生活関連・車関係・その他では継承者は49%、しかし食品・雑貨関係においては162件のうち、80歳台以上の経営者が15件、70歳台が54件、60歳台が43件、50歳台以下が50件となっており、継承者について55件と全体の33.9%になっております。

そこで、10年後の町の食品雑貨関係商店は40%減になるかもしれません。町並みがまばらになり、閑散となると予想され、そして住民の買い物はこれからますます不便になり、買い物難民が増加するのではないのでしょうか。大型店に車で行けば何でもそろいますが、地元産の野菜、加工品等の美郷の特産品販売、収穫をしながら他市町村との交流人口をふやすこと、そして町では地

販地消も掲げております。商工業の経営サポートとして商工会、町の観光アピールするための観光協会などがありますが、行政側としてこれから商店の減少、特に町並みの維持をどのようにしていくか、町としての所見を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がらるご紹介いただきましたとおり、そうした状況について町でも危惧をもっているところですが、そのため、町では、まずは商店街の振興を図るために空き店舗対策事業として美郷町空き店舗対策事業費補助金交付要綱を定めまして空き店舗の解消に向けた取り組みを行ってきております。

平成19年から3カ年は県の補助事業を活用しながら3件、平成22年からは町単独事業として11件、合わせて14件の活用実績があるところです。また、平成22年からは美郷町事業所連携活性化事業も実施し、消費者に対する利便性向上に資する取り組み、消費者の購買意欲や来町意欲を喚起する取り組み、観光客の消費及び交流人口拡大に資する取り組みなどに支援を行ってきているところです。これまでの実績は19件となっており、その内容は商店会の取り組みに対する支援のほか、ジャズや日本酒に関連したイベントに支援を行ってきており、町のにぎわい創出を図りながら商店並びに商店街の振興に努めてきたところです。

また、六郷地区の商店街においては平成10年に策定された中心市街地活性化基本計画に基づき、湧水群と商店街を回遊ルートとしてつなげる整備を行っており、ニテコ名水庵・手づくり工房湧子ちゃんと名水市場湧太郎を観光拠点施設として整備するとともに両施設を結ぶ回遊ルートを確立するため広場整備や案内標識などの環境整備を行ってきたところです。こうした施設を、さらに有効活用することで商店並びに商店街を一層活性化させるため、平成23年には美郷町観光情報センターを名水市場湧太郎内に移転していただくとともに、今年度は多目的駐車場を整備し、観光客の商店街への誘導に努めているところです。

また、町内商店での消費喚起策としては、平成21年度から平成23年度において美郷町商品券事業振興会によるプレミアム付商品券の発行支援を行ったほか、今年度発行した地方創生によるプレミアム商品券においては県内で唯一プレミアム率3割を付加し、町内商店等での購買を促進しております。また、交通弱者対策として予約制乗合タクシーを運行し、町内商店で買い物がしやすい支援策を講じているなど幅広く力を注いでいるところです。

町としては、今後もこうした姿勢を大切にしながら施策のスクラップ・アンド・ビルドの認識

のもと、各般の取り組みを展開するとともに最大限の施策効果を上げるために事業者みずからが、こうした取り組みや制度などを自発的に活用する意欲を喚起していただくよう、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

いずれ、今後とも議員ご心配の町内商店が減少することなく商店街が維持されることで第2次美郷町総合計画に掲げる「活力と働く喜びが満ちるまち」を具現化できるよう、頑張ってまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）藤原政春君。

○12番（藤原政春君） 今、六郷町内もまばらに、道路側に空いている家が、空いてるお店が、それからシャッターの閉まっておる店、いろいろあります。そういう空いているところを、人の流れをつくるとなれば、その空いているところを、どうにかしてまた新しい店を出店できるというような方向にもって行っていただければなと思います。まずは今若い人が一つの事業を展開するとなればかなりの資金がかかります。店建てて、そして設備となれば100万円単位はすぐ、すぐいってしまいます。そういう中でできれば今空いているところに町でも一つの建物を建てながら、そこを出店者に貸す、そしてそういう中で出店者が高齢になったとか、そういうときまた別の出店者にそこをまた借りていただくというような感じで、そういう町の自主的な、補助じゃなくしてそういうレンタル的な建物も町並みに建てたらいかがかなと思いますけれども……。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいました課題を解決するために先ほど答弁した内容並びにさきに議員にご提示いたしました地方創生に係る総合戦略を策定し、できるだけ空き施設を活用しやすいように、あるいは空き住宅を転用しやすいように補助策を講じているところです。町としては、そうした方向を今後とも注力してまいりたいと考えており、現在、町所有直営の施設を配置し、それをレンタル等で商業者にお貸しするという構図はもっておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次の質問に入っていただきます。

○12番（藤原政春君） 続きまして、みずほの里ロードの国道昇格について。

今、秋田県の南部では南北に通る日本海側の国道7号と中央秋田市までの国道13号と2本があります。秋田市から県北へは大館方面は国道7号、そして能代から分岐し、海岸線国道101号、五

城目から内陸を通る国道285号、105号と交差するが、県北には大まかに縦断する3本があります。北秋田市から県南大仙市までの国道105号があり、東西方向の国道46号と交差してつながっており、105号は今後整備が予想されます。そして、由利本荘市より北上まで東西は国道107号が通っており、国道を通るのであれば国道105号から横手、東成瀬、湯沢市、湯田方面へは国道46号を通り13号線に出なければなりません。そこで仙北市の国道105号、国道46号から横手の国道107号へ交わって岩手水沢、山形、宮城方面へ行く奥羽山脈沿いの国道があれば、県南はそれにより南北方向3本で縦断するようになります。

奥羽山脈沿いを通るみずほの里ロードの周辺には、仙北市にわらび座、抱き返り溪谷、大仙太田地区には真木溪谷、全国的に有名なグラウンドゴルフ場、奥羽山荘、そして美郷町では温泉サンアール、あったか山、大台野のラベンダー園、サッカー場、グラウンドゴルフ場、そして全国的にも有名な峰越延命の水、真昼岳があり、真木・真昼県立自然公園も一望できます。横手市に至っては後三年の役ゆかりの金沢八幡宮、横手公園など、山脈側には観光スポット、風光明媚なところが数々あります。県南部に国道がふえることにより観光客の増大、周辺の特性を生かすこととの交流人口の増大にもなると考えられる。また、国道昇格されるときは美郷、大仙、横手地区の交通事故危険箇所整備と関連インフラ整備など地域振興にもなる。

そこで、秋田県を南北に縦断する3本目の奥羽山脈東側のみずほの里ロードを近隣の市と積極的に連携し、国道へ昇格と思うが、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

みずほの里ロードは議員もおっしゃいましたが、仙北市から横手市まで連絡する全長39.7キロメートルを県が奥羽山麓大規模農道として県南部における農産物流通の合理化と生活環境改善を目的に農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業にて平成2年から19年まで約18年をかけて整備した道路です。一方、議員ご説明のとおり沿線自治体の観光施設へのアクセス道路としても活用されており、そのため県仙北振興局と沿線自治体ではみずほの里ロードも記載した秋田こまち路ドライブマップを毎年季節ごとに発行するとともに県南の自治体で組織する秋田県南地域広域連携観光推進協議会においても、みずほの里ロードを記載して周辺観光施設・観光スポットのガイドマップを作成、当該エリアへの誘客に努めてるところです。

さて、ご質問のみずほの里ロードの国道指定についてですが、国道指定については道路法第5条第1項の中に、国土を縦断・横断し又は循環して都道府県庁所在地その他政治上・経済上又は

文化上特に重要な都市を連絡する道路とする旨の規定があります。みずほの里ロードを現在の国道設置状況を踏まえながら、この規定に照らし合わせてみますと残念ながら国道指定には及ばないものと考えられますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、国道昇格いたしませんでも、一定の効果を発揮していることは議員もご承知のとおりであります。また、危険箇所の解消等については、道路管理者として引き続きその解消に向けた整備と適正管理に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）藤原政春君。

○12番（藤原政春君） 再質問ではないんですけども、まずはみずほの里ロードの危険箇所が随分ありますんで、そこら辺をどうかP D C Aでアクションしていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、12番、藤原政春君の一般質問を終わります。

◇森 元 淑 雄 君

○議長（高橋 猛君） 次に、14番、森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇願います。

（14番 森元淑雄君 登壇）

○14番（森元淑雄君） 改めまして、おはようございます。

通告に従って一般質問をいたしますが、その前に今定例会は12月定例でありますので、秋田のこの1年の出来事を振り返りながら質問に入りたいと思います。

2015年の幕開けは何とんでも第87回春の選抜高校野球大会で春夏通じて初出場の我が母校でもあります大曲工業が期待に違わぬ活躍で県南勢として初めて初戦を突破いたしました。このことは紛れもなく県南野球のレベルがアップしたものと実感をしたものであります。

7月には秋田ノーザンハピネッツが来年10月開幕のバスケットボール男子新リーグ一部入りが決定しました。

8月には第97回全国高校野球選手権大会、いわゆる夏の甲子園大会で成田投手を擁した秋田商業が快進撃を続け、80年ぶりとなる8強入りを果たしました。秋商のすばらしい戦いぶりを見た県民はみな勇気と感動と元気をもたらったと思っております。また、全国学力テストで本県が8回連続で全国トップ級の成績という快挙をなし遂げたところでもありました。

10月に入り、我が町の浪花地区に竜巻と見られる突風が発生し、住宅1棟半壊、小屋や物置計5棟が全壊したことは私の人生の中では経験したことのないものであります。改めて自然の猛

威を感じずにはられませんでした。また、本町出身の元東大学長で大使でもあられます佐々木毅氏が本年度の文化功労者に選ばれたことは、町にとりましてこの上ない喜びであり、誇りとするところでもあります。

そして、11月に入っては秋田市の太平物産が大半の肥料で有機原料の割合を表示より少なくするなど表示を偽装したことが発覚し、本県農業関係者もびっくりするような出来事であり、そして現在でもいつ誰が指示をし、責任は誰がとるのか、いまだ釈然としませんが、いずれにしましてもあのような規範の薄いことは今後とも絶対あってはならないものと思っております。

では、本題の質問に入ります。

最初に新年度予算編成における基本的な方針や考え方についてお伺いをいたします。

1つ目は、第2次行動計画の前期目標を前にした中間年度となる平成28年度における代表的な事業についてであります。合併後11年を迎え、本町でもこの第2次行動計画が基軸となると考えられますが、平成28年度の予算編成において、この計画がどのような位置づけがされていて、そしてその中でも重点的に進めようとしている事業があるものなのか。また、あるとしたならば、それはどのような事業であるかについてお伺いいたします。

2つ目は、行動計画の中に盛り込まれている福祉、保健、教育において行う事業についてであります。各分野とも重点事業としてさまざまな取り組みを考えておられるようではありますが、平成28年度予算には加速する少子高齢化への対応策として有効と思われる新規事業を展開する考えがあるものなのかをお伺いいたします。

3つ目は水環境の保全・保護の推進についてであります。本年9月に取得した七滝水源涵養保安林への植樹活動はこの先何年程度を見こしていくつもりなのか。また、今後どのような施策を講じながら、いかに活用を図っていくものなのか。そして、保全・保護については七滝山の将来像を、どのような考えをもっているのかについてお伺いをいたします。

次に、空き家などにすみつく獣等対策への取り組みについてであります。近年空き家などの増加に伴って、そこにすみつく野生動物が多く見受けられるようになってきました。現に私の住まいの近所にも空き家があり、そこに野生の小動物がすみついていて、子どもたちへ危害を加える心配や農作物への被害への心配があるとの連絡がありました。そこで関係部署に連絡したところ、現時点では大型の野生動物を捕獲するためのおりはあるものの小動物用は保有していないとの回答でした。しかも、県の機関に問い合わせても、おり等の設置には狩猟者等の確保が必要であるなどさまざまな制約があり、要請に応えるには少々時間がかかるとのことであります。

そして、その報告を受けたことでさえ連絡をしてから二、三週間程度経過していたのも事実で

あります。その間、その小動物を放置しておくわけにもいかず、近隣住民とともにパトロール等を行ったことで事なきを得たわけですが、万が一野生動物等による伝染病被害などが発生した場合を考えると早急に被害防止の対策を講じる必要があると考えますが、町としての対応はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

最後に、美郷町のイメージキャラクターについてお伺いいたします。ご存じのとおり、我が美郷町のイメージキャラクターであるミズモは、2015年ゆるキャラグランプリにおいて出場1,727キャラクター中224位と昨年より100位以上順位を上げるなど大躍進を見せました。このことは町長の招集挨拶にもありましたが、今後も本町を象徴する水の妖精として全国に美郷町を幅広くアピールしてほしいとの願いも持っております。

そこで、さらなる町のイメージアップと人口や物流の増加を進める観点からもミズモの家族キャラクター、例えば父や母、そして弟か妹といったような新たな展開を図ることが肝要であるのではないかと考えるところではありますが、町としてはどのような戦略をお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求める前に、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時58分）

（午前11時08分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番森元淑雄君に対する答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、先ほどのご質問にお答えいたします。

第2次総合計画に関連した新年度予算編成の基本方針についてですが、ことし3月に策定した第2次美郷町総合計画は先般の美郷版総合戦略の策定を受け、行動計画に総合戦略の事業を追加するなど、その一部を改定したところですが、まちづくりの最上位に位置づけられる計画であることから、議員ご指摘のとおり予算編成における基軸として認識してるところです。

したがって、平成28年度においてもこの計画の着実な推進を基本に各般の取り組みの予算編成を行い、町議会にご審議いただくこととなりますが、現在その作業の最中です。したがって、まだ確定的でないことにはあらかじめご理解をお願いしながら、平成28年度において取り組みたい事業に言及いたします。

ソフト事業ではことしプレ大会を開催いたしました。湧水保全フォーラム全国大会をラベン

ダーが咲き誇る夏に開催し、美郷町の地域資源を全国に広く発信していきたいほか、美郷雪華酵母活用による特産品に新たなラインアップを加えるべく、その製品化を推進してまいりたいと考えております。

また、防災情報の屋内対策として防災ラジオの導入について今年度電波調査を行いました。28年度においては、その具体化を期してまいりたいと考えております。

ハード事業としては、継続事業としての認識で歴史民俗資料館、屋内スポーツ館の外構工事に取り組んでまいりたいほか、六郷地区の防火水道管の改修も着実に推進してまいりたいと考えております。また、公共施設のつり天井対策の計画的推進の認識のもと、未着手である公民館について多機能の改修もあわせて取り組みたいと考えているところです。

いずれ何が代表的な取り組みかという観点ではなく、それぞれの分野において取り組むことが必要な案件に適切に取り組むという姿勢を大切に今後の予算編成に臨んでまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、28年度予算における少子化対策についてですが、美郷版総合戦略に若い世代の結婚出産子育ての希望をかなえるとの基本目標を設定し、その中に3世代同居奨励支援事業を初めとする5つの事業を掲げ、さきに述べましたとおり総合計画の行動計画に追加したところです。この中で平成28年度から新たに取り組みたい事業としては不妊・不育症治療助成事業、子ども医療費助成事業及び子ども家庭応援事業を考えておりますが、今後県との調整が必要な事業でもあり、制度内容の確定には少し時間が必要なことにご理解をお願いいたします。

3点目の七滝水源涵養保安林についてですが、基本的に水源涵養機能の保全を意識した環境教育の一環として平成28年度も引き続き植樹事業の実施場所として活用するとともに、できる限りにおいて、その植樹事業は継続したいと考えております。その結果として、水源涵養機能の保全・保護につながるようにしてまいりたいと考えております。

また、将来においては地域間交流の場として活用するとともに健康増進のフィールドとしても活用し、七滝水源涵養林の価値共有とその理解の上での保全・保護意識の醸成を推進してまいりたいと考えております。そのためにも、まずは28年度において現地をしっかりと踏査し、構想の詳細化をさらに検討してまいりたいと考えているところです。

なお、この一帯は保安林並びに特別鳥獣保護区に指定されていることから県の委嘱による森づくり運動推進員、自然保護指導員が定期的に保安林内をパトロール、報告書を提出しており、県ではこれをもとに保安林の保全や保護について随時対応しているようですので、町としてはこうした県の取り組みとともに連携を図りながら適正に管理を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き家等にすむ獣対策の取り組みについてですが、今年度は空き家にすみつくタヌキと思われる小動物について、1件の通報をいただいております。こうした場合、農作物等への被害が確認された際には地元猟友会及び鳥獣保護員と連携し、知事から許可を受けた上で捕獲用おりを設置するなど、その後の被害防止に取り組むこととなりますが、今年度通報が寄せられた1件については農作物等への被害は確認されず、鳥獣保護の観点から捕獲用おりの設置には至りませんでした。そのため自衛方法についてお伝えするなどして対応をお願いしたところです。

なお、町ではクマなど大型の動物を捕獲するおりのほかに平成25年度に小動物捕獲用のおりを購入しており、小動物による農作物等への被害通報があった際には即応する対応となっておりますが、その小動物がハクビシンの場合のみ町権限での駆除が可能で、それ以外については知事許可が必要となっております。

町内の空き家については、ほかの業務にあわせた巡回の際に外見等について確認しており、現在のところ小動物がすみついている形跡の確認はありませんが、もし野生鳥獣がすみついている空き家等があるとすれば町に対する情報提供をお願いするとともに空き家等の管理者に対して適正な管理を促してまいりたいと存じます。また、農作物等への被害が確認された場合には関係機関と連携を図りながら適正に対処してまいりたいと存じます。

最後に、美郷町のイメージキャラクターについてですが、町では平成25年に町のイメージキャラクターとして一般公募により清水の妖精美郷のミズモを誕生させました。着ぐるみによるゆるキャラのこし活動はこしは町内のイベントに54日、町外のイベントに43日参加するとともに紙媒体やSNSでの情報発信等によるPR活動を通して町の魅力を発信しているところです。

その結果、議員もご説明のとおり、ゆるキャラグランプリ2015では1万7,661票を獲得し、全体で224位となり、昨年より100位以上順位を上げることができたところです。こうした結果の背景には町民はもとより町外にもファンが着実に増加していることがあるものと思われ、感謝しているところです。

一方、イベント等の際には初めて見た、もっとPRしたほうがいいとの言葉も寄せられており、さらに頑張らなければならないと実感してるところです。そこで、議員ご提案のミズモの家族の追加についてですが、こうした現況を考えますとミズモが美郷町のイメージキャラクターとしてさらに定着し、誰からも「美郷のミズモ」と言っただけのキャラクターに成長することが優先ではないかと存じますので、現段階で家族をふやすことは考えておりません。引き続きひとり身の美郷のミズモのパワーで町のイメージアップや交流人口の増加につなげてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） まず、最初に最初の質問の3つ目についてのご所見を伺いたしたいと思います。現在、七滝水源涵養保安林からの湧水は六郷地区の地下水源にしても活用しております。植樹活動の充実により今後も保全・保護が必要であることはいうまでもありません。また、真昼岳の麓にあります先ほど藤原議員もおっしゃっていましたが、延命水と表示されている地下水については、これは容器に入れて持ち帰っても数カ月は水質が変化しないとまでいわれております。このような固有財産ともいえる水資源を水質調査及び水量調査等によって新たな町の財源に反映できる観光資源として捉えたとするならば、こういう保全・保護を推進していこうという考えはおありなのかどうかご所見をお伺いいたします。

2つ目でありますが、空き家等にすみつく獣対策のことでございますけれども、私の聞き違いでありましたら大変申しわけなく思うのでありますが、捕獲用のおりはハクビシン用しかないとのことでしたけれども、なぜハクビシンだけなのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、水源涵養林の保全・保護については今後とも継続してまいりたいと思っております。その結果として現在の水環境が維持できるとするならば、それは町民にとっても誇りにつながるものであると存じますので、今後ともそうした観点で進めますが、それを財源確保のための、例えば水を売買するといったところは現段階では考えておりませんので、今私どもが与えられている豊かな水環境が次の世代あるいはその次の世代も享受できるような態勢を、私どもが今取り組むことが肝要であるという認識のもとでの水源の保全・保護また涵養であるというふうに理解しておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、2つ目のご質問、再質問でありますが、ハクビシンしか捕獲できないのではなくて、小動物全般を捕獲できるおりです。ただし、町の権限において許可できるのはハクビシンという動物1種類であるという趣旨であります。それ以外の動物は知事に許可を得た後に捕獲をするということですので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

これで、14番、森元淑雄君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、

登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 通告に基づき、一般質問します。

初めに、T P P大筋合意について伺います。

10月5日、T P P交渉が大筋合意したとする閣僚声明が発表されました。その内容は重要5品目の3割の関税を撤廃し、アメリカ、オーストラリア産米の特別輸入枠7.84万トンを受け入れ、ミニマムアクセス米の枠でアメリカ産米の輸入を6万トンふやす、牛肉豚肉の関税を実質的にゼロに近い水準まで削減する、麦や乳製品甘味資源の特別輸入枠を新設するなどというものです。

安倍首相は重要5品目での関税削減や輸入枠の拡大の受け入れを関税撤廃ではないとして国会決議は守ったとしています。国会決議は関税の撤廃や削減も行わない除外を求め、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しています。多くの農業関係者からは、とんでもない、国会決議違反は明らかだという怒りの声が沸き上がっています。重要5品目以外の大部分の農林水産品についても、かつてない大幅な関税の撤廃・引き下げを約束しています。これが実行されたら米価の下落に拍車がかかり、離農が進むことが懸念されるなど町への影響も大きいものがあると思います。町内農家の方々からも、安倍首相は言うこととやることが違う、先行きが不安、国に価格補償、所得補償をしっかりとやらしてもらわないとやっていけないなど切実な声が出されています。

T P Pは農林水産業を初め広範な分野において町の経済や住民生活に大きな影響を及ぼすものだと思いますが、地域経済への影響を、現時点でどのように把握しているのでしょうか。

T P Pは農業への影響だけではありません。食の安全、医療・保険・雇用など国民生活全般や地域経済にかかわるルールが変更されます。しかし、政府はその中身を明らかにしていません。国会決議も無視し、国民に十分な説明もないまま大筋合意したことは重大な問題だと思います。このT P P大筋合意について、住民の暮らしを守る自治体の首長として、町長はどのように認識されているのかお聞かせください。

大筋合意は最終合意ではありません。今後未決着な分野を解決した協定文書の作成と調印、各国の国会承認が残されています。国内農業だけでなく国民の安全、医療、地域経済と暮らしを壊すことにつながるT P P協定の調印をさせずに撤退させることが必要ではないでしょうか。農業経営を守り地域経済を支えるため、国の悪政から住民の暮らしを守る自治体の首長として国に対し、T P Pからの撤退を強く求めていくべきではないでしょうか。町長の決意をお聞かせください。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

11月20日に県農林水産部が示したT P P協定に伴う県内農林水産業への影響については、米については飼料用米への転換等に伴う需給の安定に取り組んできた農業者にとっては生産意欲の低下が懸念されるなどとし、具体の影響額については言及しておりません。また、牛肉については、品質面で競合しないこと、野菜については関税率が低いことなどから影響は少ないと想定されているものの国産牛全体の需要と価格への影響や長期的には関税撤廃による国産品全体の価格下落などが懸念されるなどとし、これも具体的な影響額には言及しておりません。県においては、影響額の試算について国が影響試算額を公表した後で試算を行うとのことであり、多分試算方法等の提示もあるものと思いますので、美郷町の影響額については、その試算方法の提示を受けて検討してまいりたいと存じます。

また、T P P合意、大筋合意については、国会決議で位置づけされた米、小麦、大麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5品目についても輸入枠の設定や関税の大幅削減など合意をされた旨報道されており、農家の先行きに対する不安や不信感が高まっているものと私も認識しております。

また、町の基幹産業である農業からの離農や後継者不足に拍車をかけ、またほかの分野での影響においても地域経済の衰退にもつながりかねないとの懸念があることから、立法府である国会においてはT P P批准に関する国会審議の際に慎重に議論してほしいと望んでおります。

また、今後についてですが、町としましては安倍総理大臣がT P P交渉大筋合意を受けた10月6日の記者会見において、農家の皆さんの不安な気持ちに寄り添いながら生産者が安心して再生産に取り組むことができるように万全の対策を実施していく考えである旨、述べていらっしゃいますので、T P P批准が引き金となった地域農業あるいは地域経済の崩壊が生じないように、県町村会などを通じて国に強く意見を伝えてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次に介護保険制度の見直しについて質問します。

2000年に介護保険制度が始まってことしで15年になりますが、見直しのたびに保険料が上がるなど次々に制度が改悪されてきました。2005年には給付を削減するため予防重視の名のもとに要支援者の枠を拡大し、その結果要介護だった人が要支援になり、サービスの後退が起きました

た。また、在宅との不公平の是正を理由に介護保険施設の居住費、食費を原則自己負担にしました。その後も2009年には要介護認定の認定基準の改悪や2012年の訪問介護の生活援助の時間短縮などがあり、昨年6月には医療介護総合法が強行され、介護保険制度のこれまでの制度改悪の中で最も最悪だといわれています。その中の一つであります要支援1、2の人に対する訪問介護と通所介護を介護保険の給付の対象から外し、市町村が実施する地域支援事業に移行することについて、町の基本的な考え方を伺います。

このことについては、介護の専門職によるサービスは現在の5割程度に減らし、あとはボランティアなどのサービスにするというもので、利用者を初め介護関係者からも不安の声が出されています。実施に当たっては猶予期間が設けられ、全国的にも7割近くの自治体で最終年度の実施のようです。厚労省の総合事業のガイドライン（案）では、ホームヘルプサービス、デイサービスの専門性と社会的評価を低め、サービスの質を低下させる可能性があるものとする考えです。

例えば、現行の訪問介護等に相当するサービスのほかに、サービスAとして一定の研修だけでヘルパーの資格はなしでもよい。通所サービスは看護職員も生活相談員も機能訓練指導員もなしで、単に従事者が利用者15人に1人となっています。サービスBはボランティア等による住民主体の支援で、人員設備について一切の基準がありません。そして、規制緩和のサービスAやボランティアのサービスBを現行の介護指定業者が介護給付のホールヘルプやデイサービスと一体的に実施できるとしています。また、新しく事業の対象となる要支援者などに対し、専門家によるサービスではなく多様なサービスへ誘導することを強調しています。

しかし、介護職は利用者の中に入って行く援助です。さまざまな個人情報に触れることが多く、そのことを知っていないとよい援助につながらないという側面があるのではないのでしょうか。ただ掃除や調理などの家事支援をしているだけでなく、利用者の自立支援の視点も含めて援助を行っています。利用者の変化に気づいたら必要な機関に報告します。ボランティアだとそうした相談がしづらく、特に初期の認知症の出ている方は手だてがおくられて病状の進行を食い止めることができないのではないかと心配です。

そこで伺います。要支援者の総合事業の移行を具体化する上での町の基本的な考え方と方針についてお伺いいたします。

総合事業に移行しても現在のホームヘルプ、デイサービスを必要としている全ての要支援者が利用できる仕組みをつくる必要があるのではないのでしょうか。今述べましたように厚労省は無資格者やボランティアでもサービスの提供ができることを打ち出していますが、介護職の専門性を無

視するものです。町の具体化に当たっては介護事業者による現行相当サービスを基本にしつつ、多様なサービスはプラスアルファとして位置づけるということにするべきではないでしょうか。以上について、見解を伺います。

また、介護報酬の削減が大きな問題になっています。4月の介護報酬の改定で認知症の高齢者やみとり介護、リハビリなどの中重度者への介護報酬はふえましたが、要支援者の介護報酬は減らされたことから要支援者を多く受け入れてきた地域密着型の小規模のデイサービスは大幅な減収になっているといいます。全国的には介護事業所の経営に影響を与え、廃止する事業所があるなどの報道がなされています。介護職員の人手不足に拍車がかかるのではないのでしょうか。町内の介護事業所において事業の廃止や休止の実態をお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 介護保険制度の見直しについてですが、改正介護保険法が本年4月から施行され、平成29年4月までに総合事業を開始するよう義務づけられているところです。大曲仙北広域市町村圏域においては、平成29年4月からの総合事業開始を目標に本年11月より介護保険事務所及び構成自治体による事務レベルの検討を始めており、現在圏域で統一すべき事項、自治体が担うべき事項について協議を行って最中です。その協議の中で要支援者の総合事業への移行については、基本的に国の方針に準拠して進めていく方向で協議しているところで、具体的には自治体を中心となって地域の実情に応じ、NPO法人やボランティア団体など多様な主体の参画により多様なサービスを充実させることで地域の支え合い体制づくりを推進させ、これまで以上にきめ細やかで効率的かつ効果的な支援を行うことができるよう制度設計を検討していくこととしてるところです。

また、総合事業においては、これまで要支援者として支えられてきた方が、ある部分では支える側として生きがい活動を行うことができるということも特色であり、将来的には互助や共助の強化が地域の福祉力の向上につながっていくものと思っております。今後、美郷町の実態に合った事業を検討していくことはもちろんですが、構成自治体の状況の違いに伴うすり合わせを行いながら国のガイドラインに基づき調整し、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合事業移行後も現在のホームヘルプとデイサービスを必要とする全ての要支援者が利用できる仕組みづくりが必要とのご質問ですが、以前にも答弁で申し述べましたが、移行したからといって全てが介護予防給付から外れるものではありません。

例えば、訪問介護や福祉用具等の給付は引き続き介護予防給付によるサービス供給が可能で、

栄養改善や定期的な安否確認を目的とした配食サービス、緊急時の対応など介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防、生活支援サービス事業、全ての高齢者が対象となる一般介護予防事業のサービスと組み合わせ、介護予防給付のサービスも組み合わせて実施することができる場所です。また、要支援の方については、サービス利用に際し、ケアプランを作成し、必要と認められれば引き続きサービスの利用が可能となっております。

いずれサービスの利用に当たっては、本人やそのご家族との面談により一緒に考えていくものですので、これまでと同様本人の意向を尊重しつつ、本人の自立を支援できるようケアマネジメントを心がけていくことになるものと考えております。

次に、介護事業者による現行相当サービスを基本にとのご質問についてですが、みずからの生活管理を担えない方や家事などを自力で行うことができない方、地域社会との関係が構築できない方など多種多様なケースが想定される中で専門的サービスを必要とする方には有資格者による対応が必要であることはもちろんです。一方、軽度の生活支援や交流の場を求めている方には状況によっては町民やボランティアによる助け合いのサービスにより担える部分もあるかと思われ

ます。

なお、制度においては有資格者でなければならない行為として身体介護を位置づけるなど、介護職の専門性を無視するような内容とはなっておりませんので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今年度町内で廃止となった事業所は1件確認しておりますが、廃止理由については介護報酬削減によるものではないと認識いたしております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。はい。

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇熊 谷 隆 一 君

○議長（高橋 猛君） 次に、11番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（11番 熊谷隆一君 登壇）

○11番（熊谷隆一君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

美郷町浪花出身の加藤訓さんは高校卒業後自衛隊に入隊した後、津軽三味線の演奏家を目指し、自衛官を辞職し、東京で修行をしていました。そのとき、その時期に私は偶然にも加藤さんと会ってお話をしたことがあります。年代、年月については、私はその後の経過については忘れ

の努力、活躍の結果、今や藤秋会は全国的な活動をしていると伺っております。現在は名古屋を活動の拠点にしているようですが、毎年東京武道館で1,500人規模の演奏会を開催しておりますし、さらには2020年の東京オリンピックの開会式で3,000人規模の演奏をする計画があるなど、いわゆるメジャーな活動をされておると思います。このような活動をされている人が美郷町出身であることは町民にとってもうれしいことでありまして、町にとっても誇りであると思っております。

私は、昨年10月に開催された国文祭のジャズ演奏会、そしてゲスト出演された日野皓正さんの演奏、人となりには大きな感銘を受けました。きっと加藤さんの演奏あるいは人となりの魅力は美郷町民にとっても大きな感動、そして元気を与えてくれるものと思っております。加藤さんの意向もあるとは思いますが、町として今後何らかの交流を計画する考えがあるかということについて伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問、藤秋会家元の加藤 訓さんとの交流についてですが、加藤氏は各方面でご活躍されており、米国カーネギーホールでのコンサートを初めとする海外での公演、そしてギネス記録に認定された2020東京オリンピック津軽三味線プレゼンテーションにおける1,124人の大合奏などはご存じの方も多いためと存じます。

多くのお弟子さんを抱え、全国に支部があるほか若くして日本郷土民謡協会の重要な役職を担い、同協会の名誉教授、秋田県民謡協会の公認教授として幅広く活動されており、また美郷町の民謡長者の山全国大会では草創期において本部伴奏をお務めいただくなど、大会運営にもご貢献いただいた旨伺っております。

一方、加藤氏は大変にご多忙な方と伺っており、議員もご説明のとおり近年は多くの支部を抱える愛知県での活動が多いと伺っているところです。いずれ幅広いご活動の中から培われた識見及びネットワークは各般にわたるご示唆をいただけるものと考えておりますが、議員ご指摘のとおり加藤氏のご意向もおありと存じますので、その前に加藤氏のこれまでのご活躍等を深くご理解なさっている同じ分野の方々、具体的には民謡長者の山や仙北荷方節の全国大会の関係者から、そういうご活躍の状況や内容などを伺いながら、どういう観点で、どういうご示唆をいただくことが美郷町にとって望ましいかを考えるとともに、その接点の持ち方等についても、あわせて検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい。

○議長（高橋 猛君） これで、11番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時43分)

